

ごみ集積所設置の手引き



焼津市環境課
焼津市大覚寺環境管理センター

ごみの集積所の新設・移動・改造・廃止には事前に手続きが必要です。許可なく設置された集積所のごみは市では収集しません。この手引きでは、主に可燃・容器包装プラ（プラマーク）の集積所設置について特に問合せの多い留意事項を記載しています。設置等の検討資料としてご活用ください。

事前確認・・・

ごみの集積所を設置するにあたり次のことを事前に確認してください。

- 1 集積所の維持・管理については、使用する住民および地域で行います。市の管理ではありません。
- 2 市は、自治会若しくは町内会またはアパート等の共同住宅の所有者若しくは管理者が設置され、市が許可した集積所についてのみ収集を行います。
- 3 設置場所については、地域でよく話し合い、土地を借用する場合も含め、関係する方の了承を得た上で決定してください。決定後のトラブルについて市は関与しません。
- 4 公有地（河川等）の上に設置を希望する場合は、『占用許可』を受ける必要があります。管理上許可できないこともありますので、事前に市役所土木管理課（本庁5階）に相談及び申請をしてください。
- 5 原則として、収集車は公道上に停車し収集します。やむを得ず、敷地内に入らないと収集ができない場所については、収集車が進入する部分の敷地内舗装について、8 t程度の荷重に耐えられる舗装としてください。対応していない場合の陥没・破損等の申し立てには一切応じられません。
- 6 原則として、収集車が後退しないと収集できない場所や、車両後部にある投入口に横付けできない場所の収集は、作業の効率性や安全上の観点から、お断りしております。
- 7 概ね6戸以上のアパートでは敷地内に専用集積所を設置してください。ただし、地域の既存の集積所の利用について地元と協議を行い、地元から同意・承諾が得られた場合はこの限りではありません。
- 8 焼津市における開発許可制度に基づく分譲開発地等においては、分譲開発地内にごみ置き場用地を確保し専用集積所を設置してください。ただし、地域の既存の集積所の利用について地元と協議を行い、地元から同意・承諾が得られた場合はこの限りではありません。なお、収集場所申請にあたっては占用許可などの必要な手続きを済ませてから行ってください。
- 9 原則として申請は、使用開始日より2週間以上前に、またアパート等の共同住宅の新規建設の場合は、設計段階でご相談ください。
- 10 この手引きをよくお読みいただき手続きを進めてください。

申請手順・・・

- 1 「収集場所申請書」を用意してください。申請書は環境課（本庁3階）、大覚寺環境管理センター（大覚寺187）または焼津市ホームページにあります。
- 2 「収集場所申請書」に必要事項を記入し、構造物設計図・申請場所地図を用意してください。構造物設計図は簡易なものでも構いませんが、最低限構造物の寸法と材質がわかるように明記してください。申請場所は地図に設置箇所をマークして表示してください。
- 3 必ず「収集場所申請書」に環境衛生自治推進協会（環自協）支部長及び町内会長の承諾印をもらってください。
※該当地区の環自協支部長または町内会長がわからない場合は、環境課までお問い合わせください。（TEL：054-626-1130）
- 4 「収集場所申請書」に構造物設計図・申請場所地図を添付して、環境課（本庁3階）へ提出してください。
- 5 申請後、収集委託業者や大覚寺環境管理センターの職員が収集ルートや収集上の安全性等について現場にて確認をします。その際、申請者の方には立ち合いをお願いする場合がありますので、事情のわかる方を申請者としてください。（立ち合いをお願いする場合は、日程は後日環境課より連絡します）
- 6 審査を経たうえで、許可がされます。場合によっては許可されないこともありますので、必ず早めに相談をしてください。

収集のはじまり・・・

- 1 申請→現場確認→審査→許可の手続きを経て、初めてごみの収集が始まります。
- 2 収集のはじまりは、許可日の翌週以降です。
- 3 収集開始希望日がある場合は、少なくとも希望日の2週間以上前に申請願います。



収集場所について・・・

ごみ収集作業などから、収集場所は次の形状、材質等をお願いします。

*収集場所構造物の材質および耐荷重については、利用戸数やごみの排出量により、設置者側で対応できると判断したのものとして申請を受け付けます。

- 1 道路面と集積所の床上面の高さが同じになることが望ましいです。周囲にふちを付ける場合は、『コの字』状にしてください。(入口部分は囲わない)
- 2 屋根つき(カゴ状)にする場合は、集積所の床上面から間口上部までの高さを1.8m以上としてください。
- 3 間口は1.5m以上にしてください。(どうしても不可能な場合は1m以上、要相談)
- 4 扉をつける場合は、『ドア』よりも『引き戸』が望ましいです。(強風の際チョウツガイが破損することがないため)
- 5 トラックの荷台や水はけの悪い金属板等は、安全上の観点から新規に許可できません。
- 6 河川占用許可を得て河川上に設置する場合についても同様です。河川占用許可の基準については、土木管理課(本庁5階)に問合せてください。河川上に設置する場合、河川占用許可を得た上で、収集場所申請の手続きとなります。
- 7 道路交通法において規定されている駐停車禁止場所(交差点から5m以内等)において収集車が停車しないと収集が不可能な場所については、新規に許可ができません。また、著しい交通支障や危険を伴う場所等においても許可ができません。(次ページ参照)

実際に起きた負傷・死亡事例、判例等により上記の基準としています。

その他・・・

- 1 集積所に施錠を行う場合、基本的にはダイヤル式の錠を用いることとし、その開錠番号を環境課に報告してください。なお、以前よりダイヤル式でない錠を使用している地区については、開錠・閉錠を毎収集日に地域で行ってください。
- 2 鳥獣等の被害を防ぐため、集積所にはネット等の必要な対策を行ってください。ネットについては配布していますので地域の環自協支部長にご相談ください。

問合せ先

焼津市環境課(焼津市役所本庁3階)

電話 054-626-1130 焼津市本町2丁目16-32

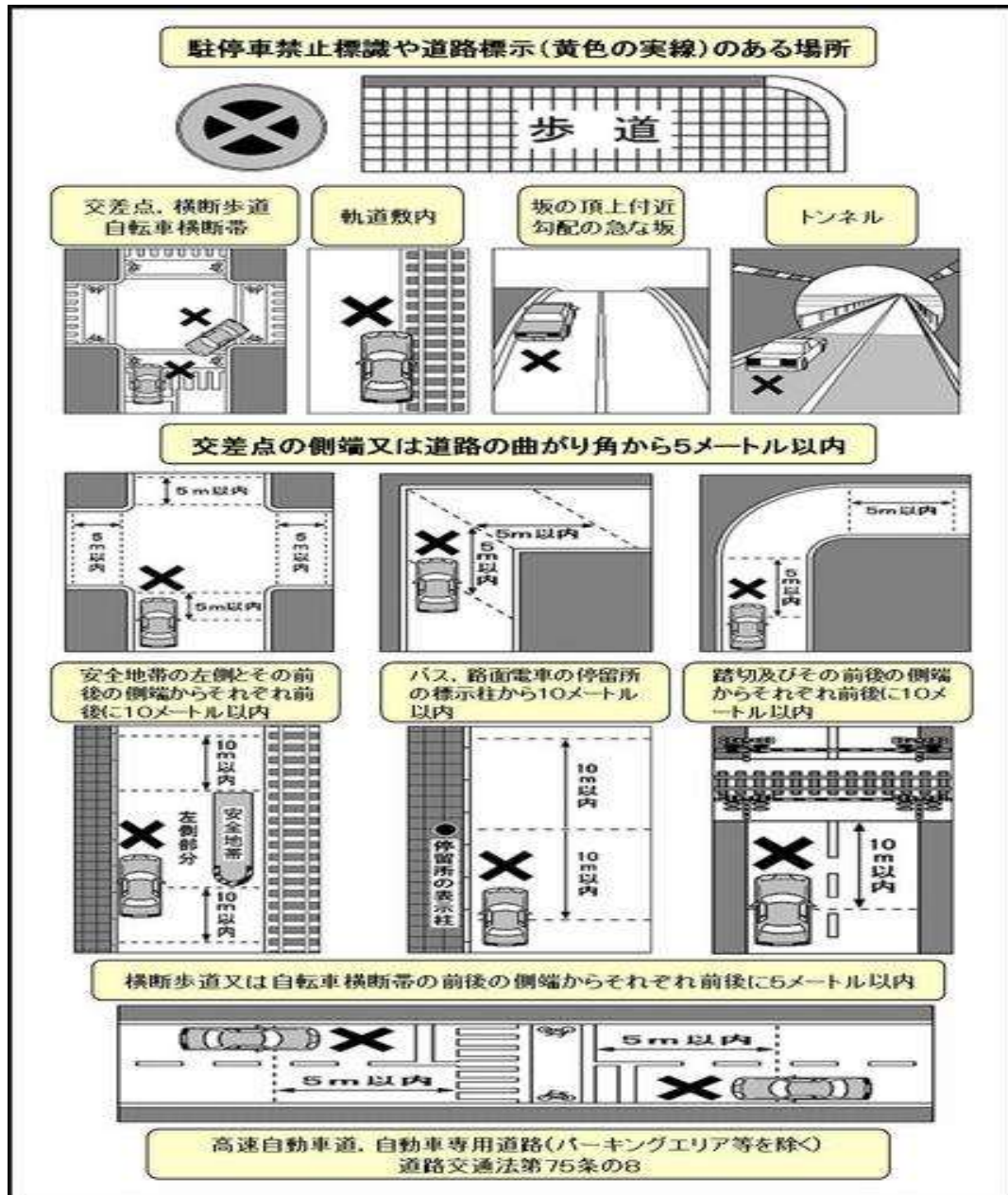
kankyo@city.yaizu.lg.jp



20240401 改版

(参考資料)

駐車も停車も禁止されている場所(道路交通法第44条等参照)



※注1: 車線右側に逆駐車することはできません。 ※注2: 収集車(パッカー車)の車長は約7mあります。
必ず左付けて収集します。 最大12m交差点から離す必要がある場所もあります。



